

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年10月18日(2018.10.18)

【公開番号】特開2018-121938(P2018-121938A)

【公開日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2018-030

【出願番号】特願2017-17224(P2017-17224)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月3日(2018.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

電気部品に電力を供給可能な電源基板と、

前記電源基板から電力の供給を受ける第1制御基板と、

前記第1制御基板からの信号に基づいて電気部品を制御可能な第2制御基板と、

前記第1制御基板及び前記第2制御基板のうち少なくともいずれか一方を収容する基板ケースとを備え、

前記基板ケースは、ベース体とカバーボディとから少なくとも構成させるとともに、封印シールが前記ベース体と前記カバーボディとに跨るように貼付されており、

前記第1制御基板は、

電圧を安定化する第1安定化手段と、

前記第1安定化手段が介在する第1電源経路と、

前記第1安定化手段が介在しない第2電源経路とを含み、

前記第2制御基板は、

前記第2電源経路の電圧を安定化する第2安定化手段を含む、

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第2電源経路は、前記第1電源経路よりも高い電源電圧を供給する、
ことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

(1)上記目的を達成するため、本願の請求項に係る遊技機は、遊技が可能な遊技機(例えばパチンコ遊技機1など)であって、電気部品に電力を供給可能な電源基板(例えば電源基板92など)と、前記電源基板から電力の供給を受ける第1制御基板(例えば演出

制御基板 1 2 など)と、前記第 1 制御基板からの信号に基づいて電気部品を制御可能な第 2 制御基板(例えばドライバ基板 1 9 など)と、前記第 1 制御基板及び前記第 2 制御基板のうち少なくともいずれか一方を収容する基板ケース(例えば、基板ケース 8 0 0 など)とを備え、前記基板ケースは、ベース体(例えば、ベース部材 8 0 1 など)とカバー体(例えば、カバー部材 8 0 2 など)とから少なくとも構成させるとともに、封印シール(例えば、ベース体とカバー体との封印に用いられる封印シールなど)が前記ベース体と前記カバー体とに跨るように貼付されており、前記第 1 制御基板は、電圧を安定化する第 1 安定化手段(例えばフィルタ回路 1 3 1 a ~ 1 3 1 c など)と、前記第 1 安定化手段が介在する第 1 電源経路(例えば電源ライン L D S、L C C、L D C など)と、前記第 1 安定化手段が介在しない第 2 電源経路(例えば電源ライン L S L など)とを含み、前記第 2 制御基板は、前記第 2 電源経路の電圧を安定化する第 2 安定化手段(例えばフィルタ回路 5 1 1 など)を含む。

このような構成によれば、適切な基板構成が可能になる。また、基板ケースが開封されたか否か、つまり基板に対して不正行為が行われた可能性があるか否かを、基板ケースを遊技機に取り付けた状態で簡単に確認することができる。